

令和8年度（2026年度）一般入学者選抜実施要項

北海道札幌丘珠高等学校

1 募集人員

全日制 普通科 280名の70%程度とする。

2 出願資格

道立の高等学校（以下「高等学校」という。）に出願することのできる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条の規定に基づき、次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 中学校、これに準じる学校又は義務教育学校を卒業した者。（令和8年（2026年）3月末日までに中学校、これに準じる学校又は義務教育学校を卒業する見込みの者を含む。）
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者。（令和8年（2026年）3月末日までに中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者を含む。）
- (3) その他、令和8年度（2026年度）道立高等学校一般入学者選抜実施要項の出願資格に該当する者。

3 出願上の注意

出願できる高等学校は、北海道立高等学校通学区域規則（平成16年北海道教育委員会規則第1号。以下「通学区域規則」という。）の定めるところによる。

4 出願の受付

出願書類の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受付期間	受付時間
令和8年1月19日（月）～令和8年1月22日（木）	9:00～16:30 (22日は12:00までとする。)

5 出願の手続

(1) 出願者の手続

出願者は、次の書類を、現に在学し、又は卒業した中学校又は義務教育学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由して、本校校長に提出すること。ただし、令和8年（2026年）3月31日に満18歳以上の者（平成20年（2008年）4月1日以前に出生した者。以下「成人」という。）が出願する場合は、次のア～イの書類に出願資格が分かる書類（卒業証明書又は卒業証書の写し等）を添付して、直接本校校長に提出すること。

ア 入学願書（ウェブ申請用）（北海道立高等学校学則（昭和26年北海道教育委員会規則第8号）第15条の規定による入学願書（同規則別記第3号様式））

出願者は、あらかじめウェブ上の出願情報電子申請システム（以下「申請システム」という。）により、必要事項を入力・申請した上で、入学検定料として北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）に定める金額（2,200円分）の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。

なお、ウェブ上の申請システムによる出願者情報等のオンライン入力の受付期間は次のとおりとする。

＜受付期間＞ 令和7年（2025年）12月5日（金）～令和8年（2026年）1月22日（木）正午

イ 写真台紙（ウェブ申請用）（別記様式1）

出願前6か月以内に上半身を正面から撮影した写真のデータ（10MB以内）を申請システム上でアップロードする、又は出願前6ヶ月以内に上半身を正面から撮影した写真（縦7cm・横5cm）を写真台紙に貼り付けること。

(2) 入学願書の記入等

ア 保護者の間で住所が異なる場合は、出願者の日常の生活が営まれ、生活の本拠となっている所の保護者を「保護者等」の欄に入力すること。

イ 現住所については、合格通知書等の確実な到着を期するため「〇〇方」、「〇〇マンション〇〇号室」等、詳細に入力すること。

(3) 受検票の交付

受検票は令和8年（2026年）2月3日（火）から2月13日（金）の間に中学校長を経由して出願者に交付する。

6 出願変更（一般の場合）

(1) 出願変更により出願することができる学科

出願者は、当初出願した高等学校の同一の課程の他の学科、又は他の高等学校の同一の課程の学科に1回出願を変更することができる。

(2) 出願変更の受付

出願変更の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受付期間	受付時間
令和8年1月27日（火）～令和8年2月2日（月） (日曜日及び土曜日を除く。)	9:00～16:30 (2日は16:00までとする。)

(3) 出願者の手続

出願を変更しようとする出願者は、出願変更願（別記様式6）を中学校長を経由して当初出願した高等学校長に提出すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接当初出願した高等学校長に提出すること。

(4) 受検票の交付

出願者に対し、令和8年（2026年）2月13日（金）までに受検票を交付する。

7 学力検査

(1) 令和8年（2026年）3月4日（水）に行う。受検場は、北海道札幌丘珠高等学校とする。

(2) 受検場は7:40に開錠する。8:40までに受検場の指定する検査室に入室すること。

(3) 検査時間は次のとおりとする。

検査時間	9:20 ～ 10:15	10:35 ～ 11:30	11:50 ～ 12:45	13:35 ～ 14:30	14:50 ～ 15:45
教科	第1部 国語	第2部 数学	第3部 社会	第4部 理科	第5部 英語

なお、英語の聞き取りテストの時間は、第5部の検査時間の中に含む。

(4) 受検者の持参すべきもの

ア 受検票

イ 鉛筆（シャープペンシルを含む。）、消しゴム、定規（分度器の付いていないもの）、コンパス及び鉛筆削り

なお、計算機（時計型、ペンシル型を含む。）、携帯電話（スマートフォンを含む。）、辞書機能付時計、ウェアラブル端末（スマートウォッチを含む。）等、学力検査の公正を損なうおそれのあるものの持込みは認めない。

ウ 上履き及び昼食

8 面接等

(1) 面接は令和8年（2026年）3月5日（木）に行う。ただし、これにより難い場合は前日の学力検査終了後に行う。

(2) 面接会場は、北海道札幌丘珠高等学校とする。

(3) 実施方法は集団面接を実施する。

9 追検査

(1) 対象者

ア 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条で出席停止の扱いが定められている感染症により、本検査を受検できない者。

イ その他やむを得ない事情により、本検査を受検できない者。

(2) 出願の手続

ア 本検査を受検できない出願者は、出身中学校長へ電話等により連絡すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接本校校長へ電話等により連絡すること。

イ 出願者は、令和8年（2026年）3月5日（木）午後4時までに追検査受検願（別記様式13）を中学校長を経由して、本校校長に提出すること。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接本校校長に提出すること。

ウ 令和8年（2026年）3月6日（金）正午までに追検査受検承認書（別記様式14）を中学校長を経由して当該出願者に交付する。ただし、成人の出願者の場合は、中学校長を経由せず、直接当該出願者に交付する。

(3) 学力検査

ア 令和8年（2026年）3月11日（水）に行う。受検場は、北海道札幌丘珠高等学校とする。

イ 追検査の問題は本検査の問題と異なるものとする。

ウ 検査時間は「7 学力検査」の(3)の時間通りとする。

エ 受検者の持参すべきもの

「7 学力検査」の(4)に加え、追検査受検承認書を持参すること。

(4) 面接

ア 面接は、学力検査終了後に行う。ただし、これにより難い場合は令和8年（2026年）3月12日（木）に行う。

イ 面接の会場は、北海道札幌丘珠高等学校とする。

10 合 格 発 表

令和8年（2026年）3月17日（火）午前10時に合格者の受検番号を発表（本校ウェブページに掲載）するとともに、本人に通知する。

11 学力検査の得点の情報提供

(1) 情報提供対象者

受検者本人又はその代理人（法定代理人又は任意代理人）（以下「受検者等」という。）とする。本人等の確認のため、受検票、身分証明書等を持参することとする。本人の法定代理人又は任意代理人が求める場合は、個人情報の保護に関する法律施行令に掲げる書類（戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類）により確認する。

(2) 情報提供場所

出願した高等学校とする。（北海道札幌丘珠高等学校）

(3) 情報提供の期間

令和8年（2026年）3月18日（水）から令和13年（2031年）3月31日（月）とする。

ただし、開示の情報提供の集中期間として集中受付日を次のとおりとする。

集 中 受 付 期 間	受 付 時 間
令和8年3月18日（水）～令和8年3月26日（木） (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	9：00～15：00